令和５年度犯罪被害者週間「県民のつどい」

○　日　時　　令和５年１１月２５日（土）
　　１３：３０～１６：００

○　場　所　　秋田拠点センターアルヴェ
　　多目的ホール・きらめき広場

１　あいさつ

○　秋田県副知事　神部　秀行　（主催）

○　秋田県警察本部長　森田　正敏　（共催）

○　秋田県議会議長　北林　丈正　氏　（来賓）

２　来賓等紹介

○　秋　田　県　公　安　委　員　会　委　員　長　　遠　藤　　優　子　氏
○　秋　田　県　教　育　委　員　会　教　育　長　　安　田　　浩　幸　氏
○　公益社団法人秋田被害者支援センター理事長　　齋　藤　　和　樹　（共催）

３　「命の大切さ学習教室」に参加した児童・生徒による手紙の朗読

命の大切さ学習教室に参加した
児童・生徒による手紙の朗読

犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

＜朗読していただいた児童・生徒＞

- ○　大仙市立中仙小学校５年　　高橋　夏音　さん
- ○　美郷町立六郷小学校５年　　見上　四葉　さん
- ○　五城目町立五城目第一中学校３年　　西井　希音　さん
- ○　大仙市立横堀小学校５年　　本間　梨華　さん
- ○　横手市立十文字中学校２年　　髙橋　眞斗　さん
- ○　秋田市立河辺中学校１年　　松田　望央　さん
- ○　秋田県立横手清陵学院中学校２年　　髙橋　寿緒　さん

４　講演

＜演題＞

『 犯罪の被害者遺族になって
～　自治体・住民のできること～ 』

＜講師＞

「途切れない支援を被害者と考える会」代表
犯罪被害者遺族　　近藤　さえ子　　氏

講 演
「犯罪の被害者遺族になって
～自治体・住民のできること～」
講師　近藤 さえ子 氏

2004年11月、夫の勤務先の元上司とその上司が雇った若者5人による拉致・殺人・遺棄事件で夫を亡くし、被害者遺族となる。
中野区において、2008年に犯罪被害者等支援の窓口設置、2011年に犯罪被害者等緊急生活サポート事業を実現、2020年犯罪被害者等支援条例制定。
2013年に自ら代表を務める「途切れない支援を被害者と考える会」を発足し、「被害者ノート」の作成や行政における被害者支援について積極的に活動している。

＜内容の概要＞

○　事件の概要

○　事件後の被害者遺族の行う事務手続き、負担

- ・　銀行、携帯、保険などの解約
- ・　死亡届等の役所への各種書類の提出
- ・　子どもの扶養関係、学校の書類の書き換え
- ・　勤務先退職などの手続き
- ・　葬儀、親戚対応、弁護士探し、子どもの心のケア、マスコミ対応、来客対応、加害者家族への対応、刑事裁判、民事裁判、会社との仲裁
- ・　被害者は何もかも自分たちでしなければならない

○　加害者の立ち直り支援と犯罪被害者等支援との差

加害者には、就労支援、医療費、被服代、食費、国選弁護人などの支援制度があるが、犯罪被害者遺族に何もなく、当時は、わずかな給付金制度があるだけだった。

○　全国犯罪被害者の会「あすの会」の存在

・　「あすの会」は、被害者が裁判に参加できる被害者参加制度の導入に尽力され、酷い被害に遭いながら、次に被害に遭うかもしれない人のために、法律をつくり変えようと頑張っている人たちの存在に感動した。

・　このような被害者と被害者遺族たちの運動で、被害者を取り巻く支援の環境は驚くほど変わり、被害者の権利は、犯罪被害者等基本法が制定された後、確実に広がった。

○　区議会議員としての取組

・　2008年４月、事件発生後に連絡すれば職員が理解し対応する犯罪被害者等相談支援窓口をつくることができた。

・　2011年６月から家事援助、外出援助、育児援助などの生活サポート事業を開始した。

・　子どもたちを犯罪の加害者にしないための命の教育を実施。

・　地方地自体には、被害者支援の窓口の充実を求め、警察の講演では、初動捜査の重要性を訴え、少年院や小学校から大学では、命の大事さを伝え、加害者を生み出さない社会づくりと、被害者を支える仕組みづくりを行ってきた。

○　途切れない支援を被害者と考える会での「被害者ノート」の作成

・　被害者支援の窓口を持つ自治体職員と国の被害者支援関係者､交通事故被害者、性犯罪被害者等と「途切れない支援を被害者と考える会」を創設した。

・　被害者の道しるべになる「被害者ノート」を作成した。

・　自治体から被害者のためのノート作成の問合せがあり、複数の自治体で被害者ノートが作成されている。

○　更生保護における犯罪被害者等のための制度

・　被害者等通知制度・・・加害者の情報を知ることができる

・　意見等聴取制度・・・・加害者の仮釈放・仮退院について意見が言える

・　心情等伝達制度・・・・保護観察中の加害者に意見を伝える

・　相談支援・・・・・・・悩みや不安を相談できる

○　中野区犯罪被害者等支援条例の制定

・　2020年に中野区犯罪被害者等支援条例を制定。

・　条例には、相談、衣食住の保証、刑事裁判に被害者が参加する場合の弁護士費用の助成などが盛り込まれ、少しでも心身共に被害からの回復を目指したものになっている。

○　子どもたちの自己肯定感を育てる

・　学校、ＰＴＡ、児童館、学童クラブ、保健施設等、子どもたちを支える地域のネットワークを構築し、「家族が犯罪被害に遭うことが子どもたちにとってどんなにつらい事か」を大人が理解し、子どもたちを孤立させないように支えていくことが大事である。

・　子どもたちを「人の命も自分の命も大切に思う子に育てること」を地域で取り組むことが、犯罪の加害者を生まないことに繋がる。
・　皆で子どもたちを愛し、子どもたちの自己肯定感を育てて行きましょう。

○　犯罪被害者等支援の推進

・　地域で、学校で、知り合いで、誰かが犯罪の被害者になってしまった時、皆で支えあっていける地域を作っておくことに税金は使っていいのです。
・　正に、究極の「困った時はお互い様」、この精神が今の日本に必要ではないか。
・　高齢者が贅沢もせずコツコツ働いて貯めたお金を若者が騙して取り上げ、殺人まで犯す世の中、自分の利益のためには人はどうなっても良いと考える人がたくさんいる世の中、こんな世の中を少しでも変えていくために、自分は何も得をしないけれど、他人のために一生懸命働く人たちが増えれば、社会、若者たちの心は少しは変わっていかないでしょうか。
・　新あすの会、被害者が創る条例研究会、その他多くの被害者は、苦しむ隣人を見捨てない社会づくりをしていきたいと思っています。

５　公益社団法人秋田被害者支援センター理事長あいさつ

６　音楽演奏　～　秋田県警察音楽隊

演奏曲　１　スターパズルマーチ
　　２　ＬＯＶＥ　ＬＯＶＥ　ＬＯＶＥ
　　３　ジャパニーズ・グラフィティ「いい日旅立ち」
　　４　アラジンメドレー
　　５　秋田県民歌

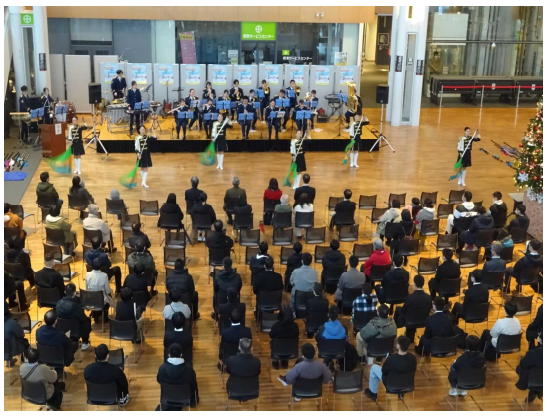

7　「生命（いのち）のメッセージ展」とパネル展時